

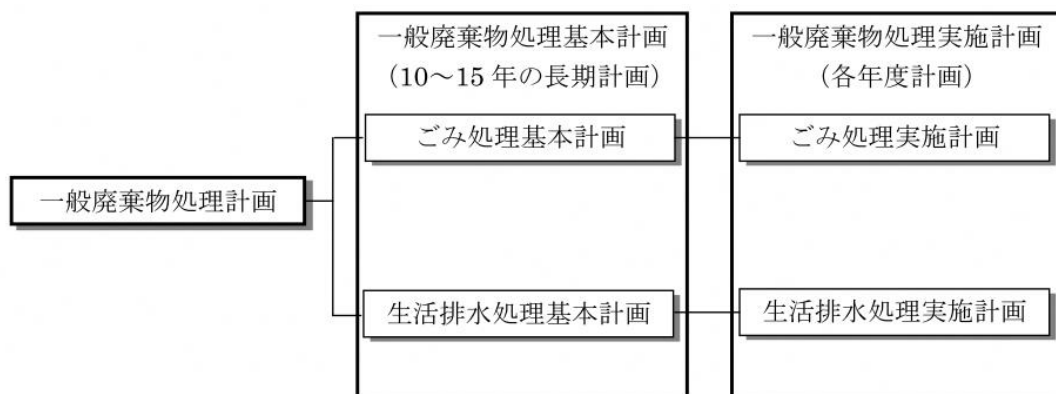
第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 一般廃棄物処理基本計画とは

(1) 法的な位置づけ

- 一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条に基づき、市区町村の一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定めるものです。
- 廃棄物処理法第 6 条には、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とあり、「基本計画」という言葉はありません。環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」により、長期的な基本計画と毎年度の実施計画の両方を定めることとなっています。

図 1 一般廃棄物処理計画の構成



資料：ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月 環境省）

(2) 国や都などの政策との関連

- 国の指針では、一般廃棄物処理基本計画は「国や都道府県の計画等を踏まえたものとする」こととなっています。

《国》

- ・ 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）

《東京都》

- ・ 東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和 3 年 9 月）

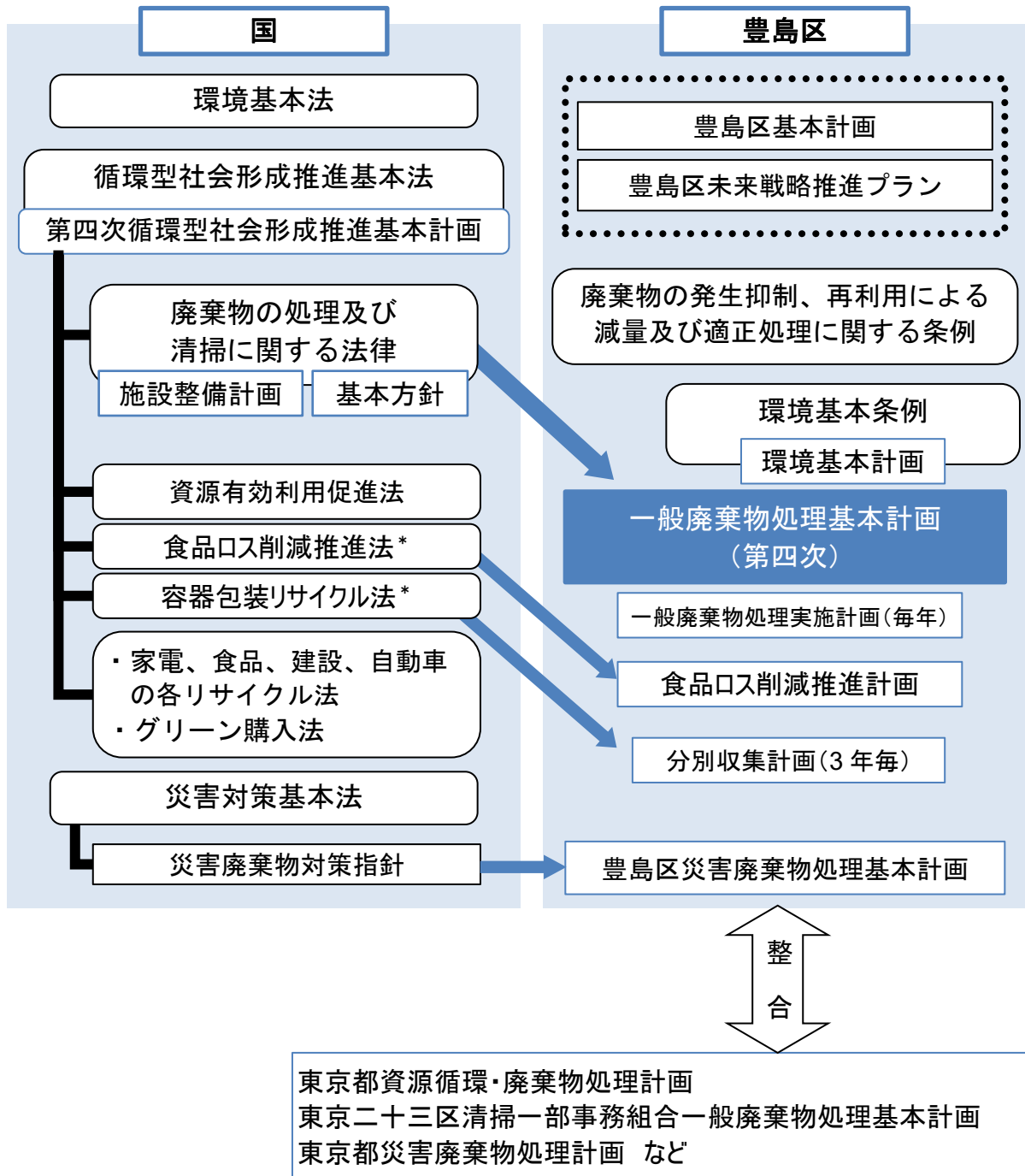
《豊島区》

- ・ 豊島区基本計画（2016-2025）／未来戦略推進プラン
- ・ 豊島区環境基本計画（2019-2030）

など

- また、災害対策基本法に基づく「災害廃棄物処理計画」を策定することとなっています。

図 2 国の法体系と区や東京都等の計画の位置付け



2. 第四次一般廃棄物処理基本計画の概要

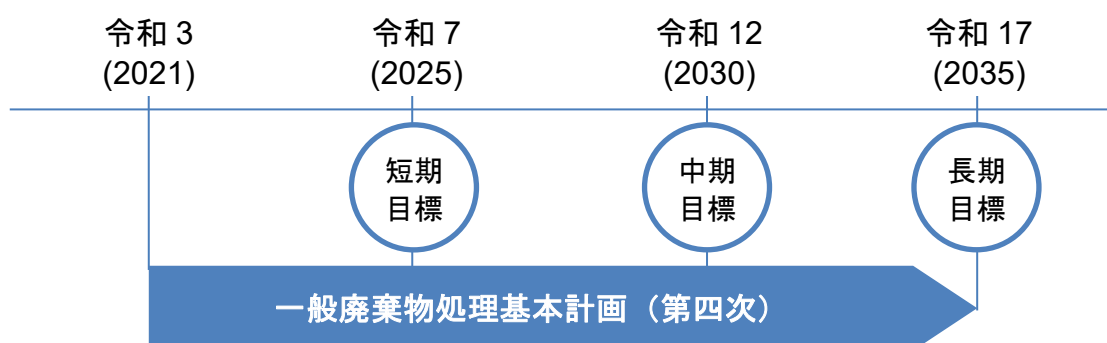
(1) 過去の改訂の流れ

- 平成 12（2000）年に清掃事業が東京都から特別区に移管され、豊島区一般廃棄物処理基本計画（第一次）を策定。
- 平成 20（2008）年度、プラスチック類のサーマルリサイクルへの移行や資源回収を週 2 回に倍増させる新資源回収開始にあわせ、一般廃棄物処理基本計画を改訂（第二次一般廃棄物処理基本計画）。
- 平成 23 年（2011）年の東日本大震災で再認識された廃棄物処理のライフラインとしての重要性、廃棄物の発生抑制・再使用（リデュース・リユース）の重要性をうたった国の第三次循環型社会形成推進基本計画の策定（平成 25（2013）年）を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画を改訂（第三次一般廃棄物処理基本計画）。
- 令和 2（2020）年 7 月に豊島区は「SDG s 未来都市」、「自治体 SDG s モデル事業」にダブル選定され、11 月には「SDG s 都市宣言」を行った。持続可能なまちづくりへの取り組みを踏まえ、一般廃棄物処理基本計画を改訂（第四次一般廃棄物処理基本計画）。

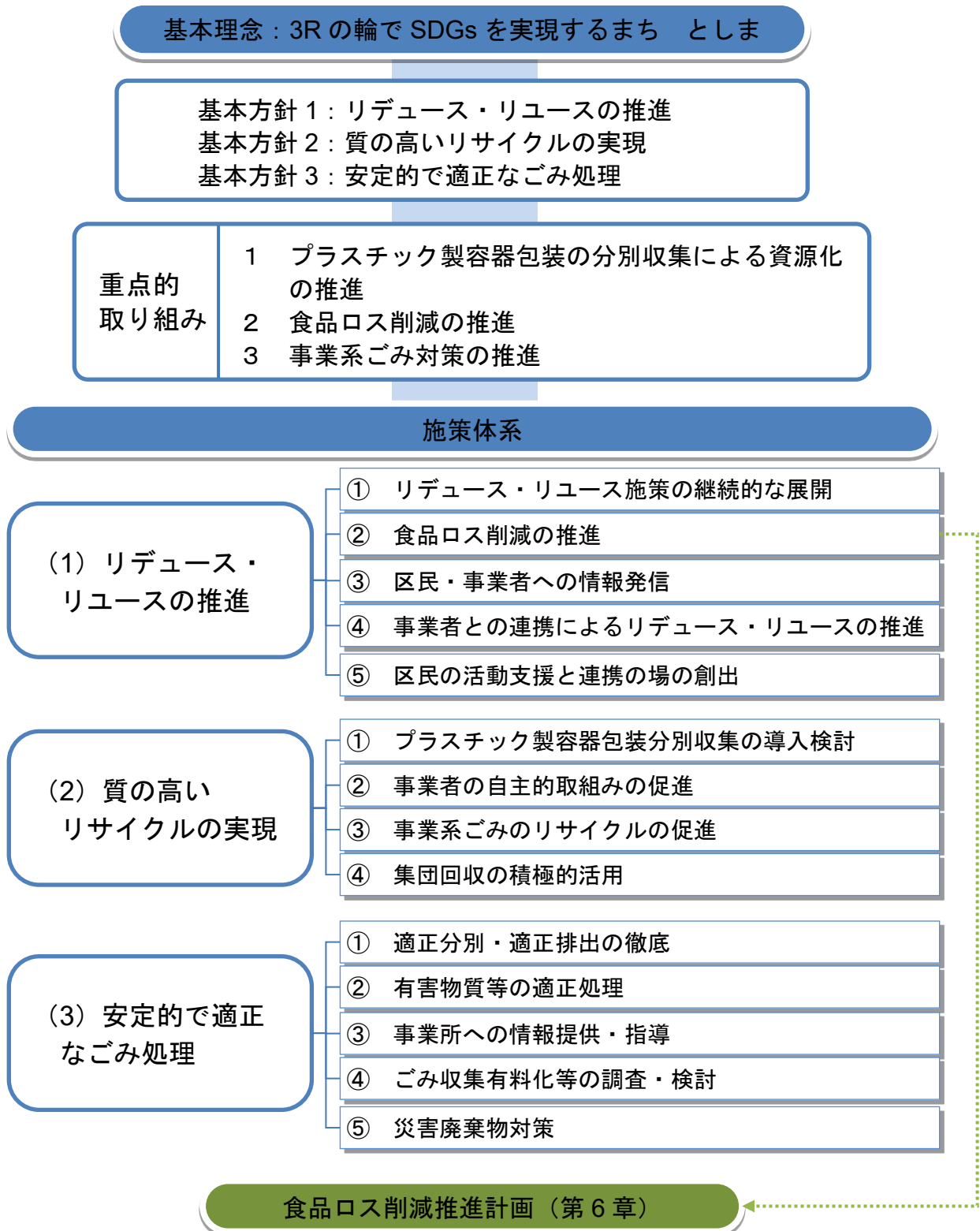
(2) 現行計画の計画期間

- 第四次一般廃棄物処理基本計画（以下、「現行計画」という。）は、令和 3（2021）年度から令和 17 年（2035）年度の 15 年間を計画期間としています。
- 計画は、計画進捗状況や社会経済状況の動向などに応じ、概ね 5 年ごとに見直します。

図 3 現行計画の計画期間



(3) 計画の理念・目標と施策体系



3. 計画改訂スケジュール（案）

○下表のとおり、審議会の開催は本日を含め6回（年度内3回）を予定しています。

○区では、令和7年11月に予定される答申を踏まえ計画改訂案を作成し、パブリックコメントを実施の上、計画を策定します。

表 1 令和6年度～令和7年度スケジュール（案）

年 月	審議会	一廃計画策定作業（区）
令和6年 7月25日	○諮問 ○第1回審議会 豊島区の現状と計画の進捗状況等 について	
8月		・排出原単位調査
10月	○第2回審議会 基本理念・基本方針・施策体系等 食品ロス削減推進計画について	
11月		・事業所アンケート調査 報告書受領
12月		・排出原単位調査報告書受領
令和7年 2月	○第3回審議会 各種調査報告・具体的な施策について	
6～7月	○第4回審議会 施策を基にしたごみ減量に関する 計画目標値について 災害廃棄物処理基本計画見直しについて	
8～9月	○第5回審議会 答申素案提示	・素案作成 ・答申との擦り合わせ
11月	○第6回審議会 答申	・計画案作成
12月		・パブリックコメント実施
1～2月		・一般廃棄物処理基本計画策定 ・告示、公表